

鎌倉市企業立地等促進条例

立地に係る固定資産税・都市計画税の軽減

【対象地域】

- 工業地域、工業専用地域、準工業地域(製造業)
 - 全ての地域(情報通信、宿泊業、自然科学研究所)、このうち特定地域*では、対象業種を参照。
- ※特定地域とは、鎌倉市深沢地区にある市有地及び東日本旅客鉄道株式会社内鎌倉総合車両センター等を中心とする規則で定める地域をいう。

【対象企業】

事業所を市内に新設、移設、増設又は建替えをした企業

【対象業種】

製造業、情報通信業、宿泊業、自然科学研究所、特定地域では、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉

【投下資本額】

大企業：3億円以上(市内で3年以上操業している場合は1億円以上)
中小企業：5,000万円以上(市内で3年以上操業している場合は2,000万円以上)

【支援内容】

大企業：立地に伴い取得した土地、家屋、償却資産に係る固定資産税・都市計画税を1/3に軽減(5年間)
中小企業：立地に伴い取得した土地、家屋、償却資産に係る固定資産税・都市計画税を1/4に軽減(5年間)

設備投資に係る固定資産税(償却資産)の軽減

【対象地域】

鎌倉市内

【対象企業】

- 次の条件をすべて満たす企業
- 事業の維持・拡大のために、一定額以上の設備を導入した企業
 - 対象業種の事業を市内において3年以上継続して行っている企業

【対象業種】

製造業、情報通信業、宿泊業、自然科学研究所、このほか特定地域では、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉

【取得価格】

大企業：5,000万円以上
中小企業：500万円以上
※導入した設備一品あたりの取得価格

【支援内容】

取得した償却資産に係る固定資産税を1/3に軽減(5年間)

本社機能等の設置に係る法人市民税の軽減

【対象地域】

鎌倉市内

※立地については関係法令による制限があります。

【対象企業】

立地により本社機能等を新たに有した企業
※本社機能等とは、総務部門、経理部門又は企画部門その他これらに類する法人全体の業務を所掌している部門

【投下資本額】

大企業：3億円以上(市内で3年以上操業している場合は1億円以上)
中小企業：5,000万円以上(市内で3年以上操業している場合は2,000万円以上)

【支援内容】

法人市民税法人税割を1/2に軽減(3年間)

地域貢献施設に係る固定資産税(償却資産)の免除

【対象地域】

鎌倉市内

【対象企業】

事業所内保育施設を設置した企業

【支援内容】

事業所内保育施設の用に供する償却資産に係る固定資産税を免除(5年間)

企業に対する補助

鎌倉市企業立地整備費等補助制度

【対象地域】

鎌倉市内

【対象企業】

製造業・情報通信業・宿泊業・自然科学研究所を営む事業者(シェアオフィス開設についてはそれ以外の業種でも可)

【その他の要件】

市内に新たに構えた事業所で3年以上事業を継続する計画があり、下記①～③いずれかの要件を満たす事業者(ただし、鎌倉市企業立地等促進条例の税の軽減を受けられない事業者に限る)

①市内に事業所を有さず、市内で事業所又はサテライトオフィスを新規で整備する事業者

②市内に事業所を有し、従業員3人以上の増員を伴う事業所又はサテライトオフィスを新規で整備する事業者

③神奈川県信用保証協会の保証対象業種であって、市内にシェアオフィスを新規で整備する事業者(リフォーム補助のみ)

【支援内容】

・リフォーム補助(補助率50%以内、上限300万円。オフィス等の床面積が100m²未満は150万円)

・賃料補助(補助率50%以内、上限1か月当たり25万円。共益費を含み、敷金・礼金は含まず年度内6か月分まで)

鎌倉市環境共生施設整備費補助制度

【対象地域】

鎌倉市内

【対象企業】

市内で製造業、情報通信業、自然科学研究所を1年以上営む事業者

【支援内容】

・環境保全施設の整備(補助率50%以内、上限300万円)

・雨水活用施設の整備(補助率30%以内、上限100万円)

・太陽光発電施設の整備(発電能力1kwにつき10万円、上限150万円)

鎌倉市中小企業経営基盤強化事業費補助制度

【対象地域】

鎌倉市内

【対象企業】

支援内容(下記参照)によって対象企業が異なる。

・支援内容①②③④：市内で製造業、情報通信業、自然科学研究所を1年以上継続して営んでいる中小企業者又は当該中小企業者で構成する団体

・支援内容⑤⑥：神奈川県信用保証協会の保証対象業種のうち、同一業種を1年以上継続して営んでいる中小企業者

【支援内容】

①産業財産権取得事業

②展示会等出展事業

③BCP(事業継続計画)策定事業

④人材育成事業

⑤デジタル化推進事業

⑥広報・マーケティング事業

①②③は補助率1/2以内、上限30万円。④は補助率1/2以内、上限15万円。⑤はソフトウェアの利用料又はPOSレジ・券売機の導入費用は補助率1/3以内、上限15万円、新規に導入したキャッシュレス決済(コード決済)の手数料は補助率1/3以内、上限3万円。⑥は補助率1/3以内、上限15万円。

工場立地法による緑地面積率等の緩和

(工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例)

鎌倉市では、下記の地域について工場立地法により一定規模以上の事業所に義務付けられている緑地面積率等の基準を緩和しています。

【対象地域】

工業専用地域、工業地域

【支援内容】

緑地面積率15%以上

環境施設面積率20%以上

問合せ

鎌倉市市民防災部商工課 (0467)23-3000(内線2355、2356)